

みかん訪果害虫に対する防除協力をお願い

大分県ではみかん訪果害虫の撲滅を目指しており、防除の徹底を推進しています。みかんを出荷している方のみならず、ご家庭で栽培されている方も対象です。防除方法を守り、1本でも植えている方は防除を行い、害虫の発生を防ぐようご協力お願いします。(裏面：大分県みかん園等検査条例の改正概要)

1. 対象となる品種

温州みかん(極早生、早生、普通)、小みかん、ポンカン、キンカン、はるみ、花柚子 等
※7月下旬～8月の果皮の厚さが概ね4mm以下なら上記品種以外でも被害の恐れ。

2. 防除薬剤

※重要※

『モスピラン』による幼虫防除は“必ず2回”散布しましょう!!

○散布量…10aあたり500ℓ散布

※農薬の使用の際は、使用回数や使用量及び使用方法を守って安全に使用してください。周辺への飛散には十分注意してください。

3. 薬剤防除方法及び一斉防除時期

ステップ1 幼虫防除 7月22日～7月24日 ※1回目
モスピラン SL 液剤 2000倍(収穫開始14日前)

ステップ2 幼虫防除 温州・その他 8月26日～8月28日 ※2回目
極早生 8月上旬 ※1回のみ
モスピラン SL 液剤 2000倍(収穫開始14日前)

ステップ3 被害果の早期摘採・処分・・・健全果の着色開始前から実施

【被害果の特徴】

- ・着色が早い
- ・ヘタの周りが赤い
- ・まだらな色つき
- ・落果しやすい



↑ヘタの周りが赤い



↑まだらな色つき

4. 防除のポイント

- ①樹の周囲を回りながら、ムラ無く丁寧に散布。
- ②果実に薬液を確実に付着させるため、樹高の切り下げや枝抜きを行う。
- ③山際・防風林際等の日当たりの悪い場所の散布は特に丁寧に。

※散布時の注意事項

- ①散布する際は近隣住民の方々への周知をお願いします。
- ②散布の方向や位置、風向き等に気を付けて散布を行ってください。
- ③細かすぎる散布粒子のノズルは使わないようにし、散布圧力を上げすぎないように注意してください。

日出町役場 農林水産課
(0977-73-3127)

大分県みかん園等検査条例の改正概要

～ かんきつ類の害虫「ミカンバエ」の防除にご協力下さい ～

県内の一部に生息するミカンバエは、みかん等の果実内部に産卵し、幼虫が果肉を食害する在来害虫です。被害果が流通すると果実内部の幼虫が消費者の目に触れることになり県産みかん全体のイメージダウンに繋がります。このような事態を回避するため、本害虫の発生状況の検査及び発生園への防除措置に関して必要な事項を定めた「大分県みかん検査条例」を制定し、長年にわたり一部の市町、農業団体及び生産者の協力・連携の下、防除と被害果の流通防止に取り組んできました。その結果、発生は抑えられ被害果が流通することはありません。

一方で出荷を目的としない園等の一部では発生が確認されており、隣接する園への飛来などが危惧されています。このためミカンバエのより一層のまん延防止を図るため一部改正しましたので、本害虫に対する検査及び適切な防除の実施にご協力をお願いします。

何が変わったの？

平成30年9月1日施行

みかん園等検査 対象範囲の拡大

(第1条・第2条)

本害虫による被害は、温州みかんや小みかん（紀州みかん）だけでなく、産卵期の夏季に果皮が薄いかんきつ類に及ぶ可能性があることが明らかになっています。このためミカンバエの発生状況の検査対象を「温州みかんその他かんきつ類であって規則で定めるものが植栽されている果樹園」と拡大しました。本害虫の発生の可能性がある場合には、宅地内の1本のかんきつ樹であっても検査を実施しますのでご理解とご協力をお願いします。

注）規則では「ほんかん、はるみ、紀州みかん、きんかんその他ミカンバエの産卵期である夏季において果皮の厚さがおおむね四ミリメートル以下のもの」と定めています。

検査のための果実の 無償集取の明確化

(第3条)

本害虫による被害は外観では確認し難いため、検査では果実を採取しナイフ等で切開し幼虫の有無を確認します。これまでは果実を任意提供いただいたうえで検査してきましたが、改正により「知事は、検査のため必要な最少量に限り、果実を無償で集取することができる」と明記しました。

検査に立ち会う者又は 防除措置を命ずる者の追加

(第6条・第7条)

検査に立ち会う義務がある者又は防除措置を命ずる相手方として、耕作者とその代理人に加え、みかん園等の所有者を追加しました。

防除措置の 命令内容の具体化

(第7条)

本害虫の防除には、夏季の農薬散布、次年度対策として被害果の除去及び適正な処理方法による廃棄が有効であるため、防除措置の命令内容を「ミカンバエの駆除、ミカンバエが寄生し、又は寄生しているおそれがある果実の除去その他のミカンバエの防除」と具体化しました。

罰則の軽減・ 実効性の確保

(第10条)

これまでの取組から、違反行為について法益侵害の程度が重大であるとはいえないこと、また検査の立会いや防除措置の義務履行を迅速に促していく必要があることから、「罰金又は料料」から「過料」に軽減しました。

但し、検査を拒否した者（第3条第1項）及び防除措置命令（第7条）に従わなかった者は5万円以下の過料に処することになりますので、本害虫に対する検査及び適切な防除の実施にご協力をお願いします。

【条例に関する問い合わせ先】

大分県農林水産部地域農業振興課安全農業班 TEL 097-506-3661

その他、最寄りの県振興局農山(漁)村振興部企画・農政(・集落)班